なかったことを勘案すれば、

相当硬

な号俸給制度であったと評価するこ



俸制

・成果配分制調査」によれば、

### 金 東 焙 韓国労働研究院研究委員

職能給に取って代わった。

そして、

年前後に大部分の職務給は廃止され、 する形で運用されたものの、一九八七 心に職務給が導入され、号俸給と併存 年代初頭にかけて、一部の大企業を中 あった。一九六〇年代末から一九七〇 いて賃金も自動的に上昇する号俸給で

が増加すると、号俸テーブルに基づ

「の伝統的な賃金体系は、

1

とができる。

及しなかった。 管理」を中心に職能資格制度や職能給 資格制度にあたる、いわ 九八〇年代後半から、 例えば、労動部 (1) (二〇〇五) 導入の動きがあったものの、 日本企業の職能 ゆる「新人事 広く普 0) 年

かった。 業員 差を反映することができないこと、 性が向上しないこと、職群や職級別 号俸給制度を適用している事業所は五 がある事業所のうち、 硬直的であるという評価を受けている。 なる事業所に限ると四%未満にすぎな ○%程度で、 能給を導入している事業所の割合は 七六%であり、 と増加するケースが調査対象事業所 て賃金上昇の傾きが一定であるケース ・五%であることが明らかになった。 配 て伝統的に人事考課が適切になされ |続年数の増加に伴い、 労動部 (二〇〇四) 分制調査」によると、 一〇〇人以上の事業所のうち、 また、韓国の号俸給は非常に 基本給が職能給のみから 全社員に対して単一 号俸上昇によっ 0) 自動的に生産 「年俸制・成 号俸給制度 0) 従 職 0) 0)

> いわゆる成果・業績主義に変化した。成果や業績によって賃金に差を付ける 業績によって賃金に差を付ける場合を としてあるものの、 介する。 り把握した最近の動向と企業事例を紹 成果主義賃金と定義し、 賃金が決まる硬直的な号俸給制度から、 2 語の定義に対する議論の余地は依然 アジア金融危機以後、 『度は、勤続年数によって自動的に 本稿では、 実態調査によ 韓国企業の賃 成果や

用

# 成果主義賃金の動向

は、 アジア金融危機以後の韓国

表 1

表 1 アジア金融危機以後の基本給の改正(単位:%)										
			管 理 職				平 社 員			
		号俸給	業績給	職務給	職能給	号俸給	業績給	職務給	職能給	
全事業所		30.7	27.1	12.5	14.8	25.3	20.9	10.7	13.5	
業種	製造業	35.7	33.5	14.8	18.6	29.4	25.1	12.6	16.5	
	非製造業	26.1	21.3	10.5	11.2	21.5	17.0	8.9	10.7	
規模	300人未滿	26.7	24.7	13.3	15.6	25.0	20.4	11.6	14.6	
	300-999人	37.8	30.3	10.2	10.5	24.1	20.9	8.2	9.8	
	1000人以上	51.9	43.6	12.0	18.4	32.6	25.9	8.5	12.5	
労組	組織	27.3	21.5	8.9	11.2	17.9	12.6	6.4	8.4	
	未組織	33.8	32.3	16.0	18.1	32.2	28.5	14.7	18.3	
年俸制	導入	48.1	39.8	15.8	19.4	37.2	29.8	13.4	17.0	
	未導入	12.9	14.2	9.2	10.1	13.1	11.8	7.8	9.9	

注)管理職は課長級以上。号俸給廃止や修正は、定期昇給縮小や廃止、号俸給統・廃 合、号俸数縮小、号俸上昇による賃金上昇の緩和などの内容を含む。業績給は、創設 や評価による賃金差の拡大を含み、職務給や職能給は、新設や既存制度の適用拡大を 含む。四つの基本給改正は相互排他的ではない。例えば、号俸給を廃止・改善した 1,894 の事業所のうち、969(51.2%) の事業所が業績給の導入や評価差を拡大した と回答した。

資料: 労働部(2006)「賃金制度実態調査](N=6,170事業所)

ら伝わったと知られた。年俸制は日本か 俸制が、 せと理解することが どの多様な組み合わ とインセンティブな るとは言えない。 義賃金の代名詞であ では年俸制が成果主 ているもの 制度の代名詞であ ように、 できる。 、事考課によって差 は、 「企業における年俸 ける成果主義賃金 メリット賃金 賞与の一部 初期の 韓国企業に いわゆる年 Ø, 日本 年俸 韓 つ

<u>=</u> % ° 廃止や改正を行っていることが分かる 企業の基本給の改正内容を整理したも であり、 (管理職:三○·七%、平社員:二五 最も多くの企業が号俸給の

用に関しては、 とであった。号俸給以外の基本給の適 事考課によって賃金差を拡大させるこ り、その主な内容は業績給の創設や人 企業が実施したのが業績給 業所別の特性から見ると、製造業、 大する企業がやや多かった。また、 しく導入する企業と既存制度を適用拡 号俸給の 無労組の企業、 廃 正 職務給より職能給を新 改正に次 ている (2) 事業所が 年俸制を導入し 0 いで多くの の 導入であ 事

らかになった。 極的であることが明 基本給改正により積 表1からも分かる

対象に年俸制を適用するケースは五 ていることがわかる (3)。全従業員を 事業所の五〇%以上が年俸制を導入し ものであり、従業員数一○○人以上 制導入実態および運営状況を整理した

八・二%で最も多かった(管理職:三

スは、

平社員のみを対象に運営されるケー

主に非正規雇用者を対象に退職

に対し、「人件費節減」で

は三を下回っており、

年

表2 年俸制の導入および運営実態 (単位: % 点数)										
			年俸制導入事業所							
		導入率		適用職級	年俸の差額幅					
			平社員	管理職	全社員	管理職	平社員			
全事業所		50.6	3.6	38.2	58.2	26.9	24.7			
業種一	製造業	53.3	2.4	41.9	55.7	28.5	26.2			
未但	非製造業	48.1	4.8	34.6	60.6	25.3	23.1			
	300人未滿	46.5	3.6	36.1	60.3	25.4	24.3			
規模	300-999人	60.0	4.4	38.3	57.3	30.0	26.6			
	1000人以上	66.3	1.4	54.7	43.9	29.7	22.2			
労組 -	組織	45.3	4.6	51.2	44.2	24.2	22.7			
刀阻	未組織	55.5	2.8	28.4	68.8	29.1	26.2			

注1) 導入率は、全サンプル (N=6,170) が対象であるが、導入事業所は年俸制を導 入した 3,121 事業所に限定される。

注2)年俸の差額幅は、他の条件(職級、勤続、業務など)は等しいものの、評価点 数による年間総賃金の差額幅。評価点数が中間である人の年俸を100とした場合の 最高点数と最低点数の年俸差。

> れについては、日本でも という結果となった。こ

減には大きな効果がない

制の導入が人件費の節

同じような調査結果が報

道されたことがある。

資料: 労働部(2006)「賃金制度実態調査」(N=6,170 事業所)。

映し 不振であった場合に年俸のの、実際には、成果が 制は雇用契約ではないも 年俸制の問題として雇用 不安意識の高まりが挙げ 題点は、「評価に対する不 に大きな変化はなかった。 る」の順であり、年度別 信」、「短期的な実績に偏 が退社 力となるという点を反 れていることは、年俸 一方、年俸制導入の 7 いると解釈で (退職) させる 間

理したものである。年俸制導入の効果 の事業所の方で導入率が高かった。 表1と同様に製造業、大企業、 よび問題点に対する回答を年度別に整 は管理職が二六・九%、平社員が二四・ ある場合、 れる。年俸制の下で他の条件が同一で 金などを賃金に含めて総額賃金方式で は、「職員態度の変化」、「生産性向上」、 七%程度であった。事業所特性別には 「賃金管理の容易」という項目では毎 表3と表4は、年俸制導入の効果お スとしてみなして回答したと推定さ 一営するケースを年俸制を導入したケ 「普通

0)

方式が増加している。

表2は、二〇〇六年七月の基準年俸

とインセンティブを統合して運営する されることになった。最近は、基本給 あったものの、

徐々に基本給にも適用

等支給するインセンティブ型年俸制

(三点)」を上回っているの 評価による年間総賃金の差 無労組

> きる。 事務職の場合、 社の事 3

生産支援職の Technician (維持、 職列、二八五職務に分類されている。 いるだけで、 グ、生産、R&Dという四職群と五七 能 職群以下の細部の職列や 職の場合は 四つの職群に分類されて 支援、 補修)、 マーケティン Operator' 監督職、

方、

機能職 (生産職社員)に大きく区分で 企業である。社員は、大卒の事務職と 雇用者数が一万六七九九人の大手製造 子産業関連企業で、二〇〇六年度現在 A社は一九八五年度に設立された電

場合はチーム長が担当しており、 チーム員の すべ は

年限は、 チーム長の場合は役員が、 で昇進することができる。 つけられた場合には、二年という速さ C、D)の中間等級であるBを基準と く点数によって決まるが、 る。事務職の場合、昇進は評価に基づ 職の年俸制を中心に説明することにす に適用されているので、 のとおりである。年俸制は事務職だけ したものである。従って、 事務職の個人業績を評価するの 事務職と機能職の職級体系は、 個人評価五等級(S、A、B 以下では事務 最高等級を 表中の所要

### 表3 年度別年俸制導入の効果(単位:点数) 2002 2000 2001 2003 2004 2005 生産性向上 3.3 3.3 3.3 3.3 3.2 3.3 人件費節減 2.8 2.7 2.7 2.7 2.7 2.7 賃金管理の容易 3.4 3.4 3.4 3.4 3.5 3.5 職員態度の変化 3.5 3.5 3.5 3.4 3.4 3.4

注) 各質問項目 5点尺度 (1= 非常に小さい、 3= 普通、 5= 非常に大きい) 資料: 労動部 [ 年俸制成果配分制実態調査 ] 各年度原資料

表4 年度別年俸制導入の問題点(単位:%)							
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
職員間の過度な競争	5.5	6.9	6.7	6.3	4.7	5.8	
短期的な実績に偏る	19.7	19.0	21.7	23.5	21.6	16.4	
評価に対する不信	50.3	53.0	49.4	53.1	56.3	60.6	
雇用不安意識の拡散	14.2	10.7	11.8	8.2	9.4	12.7	
その他	10.2	10.4	10.4	8.8	8.0	4.6	

注) 5個の選択肢のうち一つを選択

資料: 労動部 [ 年俸制成果配分制実態調査 ] 各年度原資料

表5 A社の職級体系								
		事務職		機能職				
職級	職責	呼称	所要年限	職級	職責	所要年限		
Assistant		社員	4	社員		3		
Junior		代理	4	技士		4		
	チーム員	課長	5	主任	班長	5		
Senior		次長	5	技長	<b>1</b> ₹ <b>≡</b>	6		
		÷n ⋿		技正	係長			
Leader	チーム長	部長		技聖		(象徴的)		

際には活用されていな 職務は非公式的な分類はあるも Ō 0

実

四級

がL2、三級がL3、

級と二

後四つの職級体系(五~六級がL1、

六つの職級体系は、

アジア金融危機以

級が次長、一~二級が部店長級(部長

および支店長 ) であった。このような

級が大卒、

四級が課長代理~課長、三

系であった。つまり、六級が高卒、

Ŧi.

指の銀行である。B社の職級体系は、 四三三六人の職員を雇っている韓国屈

以前は他の銀行と同じく六つの職級体

A社における事務職の報償 コア人材、コア人材の育成インセンティブなど 成果配分 EVA が 0 より大きい時 → 経常利益の 3 ~ 4% 個人成果給 (PI) (課長以上)は年俸の15%、 社員は年俸の12.5% て差等(最優秀+4%追加引上げ)

B社の事例

B社は、二〇〇六年六月現在、二万

ンティブなどがある

ベルの評価単位について五等級(S、A は評価等級も公開している。事務職の は公開しなかったが、二〇〇一年から 以前は点数だけを公開して評価等級 個人業績評価のほかに、四〇レ で組職評価も同時に実施 ている。 incentive) を実施し 個人および組職評価 果給である P から年俸制と個人成 事務職は二〇〇〇年 表6のとおりである 事務職の賃金構成は が共に反映される。 している。報償には (personal まず基本年俸は、 I

五%から始まっ 年度には年俸の二・ を実施した二〇〇〇 なことは個人成果給 職賃金で最も特徴的 き上げられる。事務 として評価された場 個人業績評価によっ る。最優秀のS等級 て差を付けて昇給す PI で、 四%追加的に引 年俸制

> 二・五%に個人成果給が適用される。 部長級で二・五倍、課長級で一・九倍 成果給は支給されない。現在、最上位 況で支給されるもので、コア人材とコ その他のインセンティブは、 なく、自分の年俸に比例して支給する 評価による差等支給を適用するのでは 利益の三~四%を支給する。これは、 VA) がゼロより大きい場合には経常 する成果配分は、経済的な付加価値(E 程度格差が生じている。全社を単位と 価が最下位であるDの場合には、個人 ることを意味している。一方、個人評 時 評価がすべて最優秀(S&S)である とは、管理職の場合、 を同時に考慮して差等支給され、通常 ア人材の担当責任者に支給するインセ レベルから最下位レベルまでの年俸は、 一五%、代理以下の社員級は年俸の 「3X」として呼ばれている。「3X」 個人成果給は、組職評価と個人評価 在課長以上の管理職の場合、年俸の (年俸の一五%×三) が支給され 段階的にその比重は引き上げられ 個人および組職 特殊な状

表7 B社の賃金構成内訳(単位: 千ウォン) 通常賃金 基本給 等級 求職級 現職級 基本給 職務給 成果給 資格給 (最低~最高) チーム員 チーム長 固定 150% 変動 600% (チーム員± 200 チーム長± 300) L4 10~15 1540 ~ 2010 580 1900 990 1900 7~12 1190 ~ 1750 L3 480 1750 890 1750 L2 5~11 970 ~ 1650 380 740 1600 590 L1 1~9 600 ~ 1430 220 440

資料:社内資料 (2004 年基準) 福祉年金 資格給は四つの四職級別固定金額であ 級に調整)、三年に一等級上昇する。 俸給で構成され 職務給はチーム員とチーム長で金

った。 名称は呼称に過ぎず、 された。チーム制を導入してから職級 は五年次から代理係長と呼ぶことにな L3~L4は次長、 をまとめてL4に統合した)に単純化 L2は課長、

三〇%、B三〇%)、C+D一〇%に

S | ○%、A | | ○%、B 六〇% (B°

評価は相対評価であり、社員級

区分している。チーム長級はS二〇%

A三〇%、B五〇% (B三〇%、 二〇%) が基本的な区分で、Cおよび

 $B^{+}$ 

D等級については特に制限はない。

いる。

て目標管理方式

(MBO)を採択して

は

になり、 評価は、全職員を対象に実施する。力 の業績評価に区分して実施している。 現在は年間二回の力量評価と年間一 従来は、 ダーシップ、 力量は共通 直属の上 間二回評価をしたもの (核心) 力量、

L4がチーム長、 L 1

職務力量で構成される。 司が第一次評価者 IJ 口 0)

> れる。 されず、参考資料として活用されてい されているものの、評価点数には反映 賃金には反映されず昇進だけに反映さ 等級は五等級(S、 る。職務力量は職務別に異なる。 価においては、部下による評価も実施 項目で構成される。リーダーシップ評 共通力量は、変化管理や革新性 で、相対評価である。評価の結果は、 に、組職の核心価値を反映する三つの Ą B<sub></sub> のよう 評価 D

SOHOチーム長に目標を付与する。 単純窓口チーム長、VIPチーム長、 例えば支店長は、商品販売チーム長、 業績も五等級で評価する。 にいるチーム長に目標を割り当てる。 長(通称副店長)は、それぞれその下 標として掲げられた事業本部別目標が 職単位で評価し、KPI(重要業績評 本店と支店である場合、 業績評価は、 が評価の指標である。経営目 MBO方式を基準に組 部署長と支店

の内訳は表了のとおりで、基本給は号 間通常賃金の一八%程度)と節日手当 される。それ以外に年・月次手当て(年 給(年間通常賃金の七五○%)が支給 ○万ウォン)、通勤費 (二○万ウォン): OT (通常賃金の九%)、昼食費 (一 基本給+職能給+職務給で構成され、 成は次のとおりである。 一二・六%)が支給される。通常賃金 て(旧正月および秋夕、通常賃金の約 B社の二○○四年六月現在の賃金構 (通常賃金の一五%)、成果 (過去の三号俸を一等 通常賃金は

が

ス異なる

(チー

ム長も職級によっ

7



た。いない事業所のおよそ二いない事業所のおよそ二

4そ二倍以上であっ年俸制を導入して

年俸制を導入している企業の基本給日本の以前の労働省に当たる。

九%がアジア金融危

機以

/機以降に導入され) は年俸制の九五・

労働部 (二〇〇六)

たと説明している。

G 3 たる 適用 であ され 員を対象に三つの職務 常賃金に D って誕生したもの たって議論されてきたが、 は、一 社 職務 問題 て 別手当形式で支給されており、 0 る。 社では職 在、 ||〇〇|||年|||| その 価値 争制 の反対にあ が 含まれている。 びまだ課題として残されて すなわち、 組 几 合員 [ステ を反映したものでは 度が統合されることによ 方策を探して 務給につ 職 以 ,ップの が前から で、 務級を策定したも の職務給は細部にわ B社に 組合員に対 月に Ĝ まだ適用 職務評価に基 職務給導入を 会社側は ĺ 旧C社と旧 お 13 れける 年間 、まだ るところ G 2 はなく、 組合 八する 職 解 通 よっ 店は ら 一 る

В

評価 本社 長の れた。 職 され 務価 の部署長には二〇〇六年 0) 0) 場合は 差等適 支店長には 本部 値評! る 別 価によって評価 0) 用 0) K P I 職務 部署長の場合、 二年前 非組合員である営 価値を反 達成程度によっ から適用され Ļ から適用 映 該当 L た す 職

その金額 店の成 給は通常賃金の六○○%分に当たる③ している。 本店の場合、 ているも 採用している。 ○○○%まで、 て差等適用して 社 五〇〇~九〇〇%まで差等適 は、 (果別に差等支給する②基本成 Ō は、 チー Ó 次 支店長 差等幅を一〇〇%に制限 0 業績 ムや支店別組 ような三種類 ①基本成果給を部 いるの 組合員の場合営業 の計量化 の場合四 で、 [ ( % 職評価に が 0) 労組 難 果給 ï 用 組の か 17

状であ ちんと活用さ ŧ ま 施 個 一年に よた、 た、 0) 評価と個人評価を結びつけ、 0) しようとしているものの、人間の差等評価を継続して 0 反対で実施に に利益配 基本成 成 《果算定式の問 され 記分制 制 果給以外に二〇〇 至って 度を導入し 65 な 65 題でき 0) 15 が な 労 実 現

労働研究

反発は大きくない。

会社

側

ば

B5判●定価895円(税込)

年刊購読料10,740円 (〒サービス)

### No.566 September. 2007 = 「雇用と自営のあいだ」

【提言】労働者概念と労働者保護の多元化を 佐藤博樹 【論文】 個人業務請負の実態と将来的可能性 ——日米比較の視点から「インディベンデント・コントラクター」を中心に 派遣労働者の人事管理と労働意欲 労働保護法の「労働者」概念をめぐる解釈論と立法論 --労働法学に突きつけられている重い課題 「労働者性」と多様な働き方、そして労働政策 浅尾 裕 【紹介】 「自営的」就労と建設労働の諸課題と全建総連の取り組み 【書評】 | | 古木三秀著「国際人的資源管理の比較分析 | 一「多国籍内部労働市場」の視点から| | 辻勝次編著「キャリアの社会学――職業能力と職業経歴からのアプローチ」 竹内規彦 鈴木竜太 【読書ノート】 大内伸哉著『雇用社会の25の疑問――労働法再入門』 有村貞則著『ダイバーシティ・マネジメントの研究 在米日系企業と在日米国企業の実態調査を通して』 馬越恵美子

。. ハーセル/S. ハチンソン 「ライン管理職により規定される人材マネジメントの効果」 【フィールド・アイ】

J. パーセル/S. ハチンソン

シンガポールの高齢者雇用対策

## No.567 October. 2007

【提言】組織の入り口管理とリテンション	小笹芳央
[論文] (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
企業の人材採用の変化――景気回復後の採用行動	永野 仁
ハローワークの窓口紹介業務とマッチングの効率性	佐々木勝
【紹介】	
採用メディアの変化――多様化する中途採用メディア・経路	豊田義博
採用とアウトソーシング	小宮健実
大学新卒者採用における面接評価の構造	岩脇千裕
[論文]	
採用時点におけるミスマッチを軽減する採用のあり方	
	堀田聰子
「採用 を考える 井上直樹/大内伸哉/神林能	5 / ch e T #
137月  で考える	11. 可愿基榜
若年無業の経済学的再検討	玄田有中
[書評] ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	AUGA
藤本茂著『米国雇用平等法の理念と法理』	浜田冨士郎
河西宏祐著『電産の興亡―― 一九四六年~一九五六年	
電産型賃金と産業別組合」	鈴木不二一
【読書ノート】	
稲上毅・連合総研編「労働CSR――労使コミュニケーションの現状と課題」	寺崎文勝
【論文 Today】	
J.H. ギッテル / A フォン. ノルデンフリュクト / T.A. コーハン	
「相互利益かゼロサムか?――アメリカ航空業における労使関係と企業パフォーマンス」	鈴木 誠
「フィールド・アイ」	do ma
最低賃金の引き上げ	奥野 寿

お問い合せ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究調整部成果普及課 Tel: 03-5903-6263 Fax: 03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp

江夏幾多郎